E（Z）01－01

県本部各部課長
県下各警察署長　殿

宮本務第７０１号
平成8年4月１２日
宮城県警察本部長

宮城県警察職員の賞じゆつ金に関する規則及び宮城県警察職員の賞じゆつ金に関する訓令の取扱いについて（通達）

本県警察職員が自己の生命身体の危険を顧みず、忠実かつ積極的に職務を遂行したことによって、危害又は災害を受けて死傷した場合、その功労をたたえ労に報いる制度として適用される宮城県警察職員の賞じゆつ金に関する規則（昭和４４年公安委員会規則第２号。以下「規則」という。）及び宮城県警察職員の賞じゆつ金に関する訓令（平成６年宮城県警察本部訓令第１号。以下「訓令」という。）については、次のとおり取り扱うこととするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1　賞じゆつ金の対象職員（規則第１条関係）

(1)　警察官（警察法第５条第１項に規定する地方警務官を含む。）

(2)　警察官以外の警察職員

2　賞じゆつ金の支給（規則第２条関係）

(1)　生命身体の危険性

「その生命又は身体の危険を顧みることなく」とは、警察職員がその職務を遂行するために、社会通念上、身体に危害又は災害を受けることが予想されるにもかかわらず、身の危険を顧みないでということである。

(2)　職務遂行の範囲

「職務を遂行して」とは、次に掲げる業務をいう。

ア　人の生命、身体及び財産の保護又は人命の救助

イ　犯罪の予防又は鎮圧

ウ　犯罪の捜査又は被疑者の逮捕

エ　水・火災、その他の災害又は変事における警戒、防護又は救護

オ　交通の取締り

カ　その他危険な警察責務の遂行

(3)　障害の状態

「障害の状態」とは、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号。以下「法」という。）別表に定める第１級から第１４級までの障害の状態をいい、同表に定める各等級の障害に該当しないものであっても、同表に定める各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害として取り扱うものとする。また、障害が二つ以上ある場合は、法第２９条第２項及び第３項の例によるものとする。

(4)　功労

「功労があると認められる」とは、警察表彰規則（昭和２９年国家公安委員会規則第１４号）の表彰対象となる厳密な意味での「てがら」のあったものだけを指すものではなく、また、必ずしもその目的が達成されたことを要件とするものではないが、その功労を評価するに当たっての要素は、おおむね次のとおりとする。

ア　評価の前提要素

罪質、事案の重要度

イ　評価の本質的要素

(ｱ)　緊急性（事案解決の要求度）

(ｲ)　危険性（抵抗の程度、武器使用の蓋然性、災害の規模）

(ｳ)　困難性（時間、明暗の度、気象条件、地理的条件）

(ｴ)　積極性（行動力、従事体制、防護環境）

(ｵ)　効果（職務完遂、社会的反響、信頼度の高揚）

ウ　評価の附帯的要素

勤務成績、術科技能、体力、健康度、その他

3　殉職者特別賞じゆつ金（規則第５条関係）

「特に生命の危険が予想される現場又は地域」とは、犯人がけん銃や刃物等の武器を使用して抵抗している現場においての検挙活動若しくは暴風、豪雨、豪雪、地震、津波、噴火等異常な自然現象による大災害及び大規模な火災、爆発等の災害発生地域においての捜索救助活動等、自己の生命身体に危害又は災害を受けることが当然に予測される現場又は地域をいう。

4　傷病者賞じゆつ金（規則第７条関係）

傷病者傷じゆつ金は、規則第２条の負傷又は疾病により療養を受けた職員に対し、医師の診断書による療養日数及び功労の程度に応じて支給するものとする。

5　賞じゆつ金の加算（規則第８条関係）

(1)　職務遂行の危険性

「職務遂行の危険性が極めて高く」とは、自己の生命身体に危害又は災害を被るかもしれないと予断又は予測できる危険な状態にあることをいい、その危険性は普通以上に高いとされるものをいう。

(2)　積極果敢な行為

「当該行為が積極果敢で一般の模範と認められるもの」とは、思い切りよく進んでなした行為で、警察部内はもとより一般に対しても模範と認められるものをいう。

(3)　消防職員との権衡

賞じゆつ金の加算は、国及び地方公共団体が県内の市町村の消防団員等が災害に際し、その職務を遂行したことにより障害を受け、そのため死亡し、又は障害となった場合において、その団員又はその遺族に対して支給することとしている賞じゆつ金の

支給総額との権衡も考慮するものとする。

6　申請手続（訓令第2条関係）

(1)　申請手続きにおける添付書類

ア　殉職者賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金の支給申請時における添付書類は、次のとおりとする。

(ｱ)　死亡診断書（死体検案書）の写し

(ｲ)　賞じゆつ金を支給すべき者の氏名、本籍及び職員との続柄に関する市町村長の証明又は戸籍謄本若しくは抄本

(ｳ)　賞じゆつ金を支給すべき者が、婚姻の届出をしていない者であるときは、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを明らかにする書類（受持警察官の報告書、家主の証明書等）

(ｴ)　賞じゆつ金を支給すべき者が、配偶者（前記(ｳ)に該当する者を含む。）以外の者であるときは、先順位者のないことを証明する書類及び職員の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた事実を証明する書類

(ｵ)　その他本部長が必要と認める書類

イ　障害者賞じゆつ金及び傷病者賞じゆつ金の支給申請時における添付書類は、次のとおりとする。

(ｱ)　障害又は傷病の程度に関する医師の診断書

(ｲ)　その他本部長が必要と認める書類

ウ　その他、共通して必要な添付書類は、次のとおりとする。

(ｱ)　実況見分調書の写し

(ｲ)　功労の裏付けとなる報告書又は供述調書の写し

(ｳ)　その他審査上参考となる書類

(2)　申請時期

ア　殉職事案については、直ちに申請するものとする。

イ　障害事案については、災害補償制度では完全治癒のほか、症状が固定し、もはや医療効果が期待し得ないときに認定することとなっているが、賞じゆつ金の支給は功労に報いる制度であることから、具体的事案に応じて申請時期を検討するものとする。

7　審査委員会（訓令第3条関係）

賞じゆつ金審査委員会は、賞じゆつ金の支給が必要と認められる事案の発生に応じて開催し、所属長の申請に基づいて支給に必要な事項を審査する。また、賞じゆつ金を支給された者が、その後賞じゆつ金支給の原因となった傷病等で死亡し、又は障害の状態になったときは、所属長の申請に基づいて再審査を行うものとする。